

学校いじめ防止基本方針

2017年11月14日制定

東海大学附属福岡高等学校

(1) はじめに

学校において、生徒の生命・身体の安全、及び生徒が安全にまた安心して学校生活を送ることは教育活動における基盤である。

しかしながら、現在多くの教育機関でこの基盤を揺るがす様々な問題が存在することも事実である。

本校においては東海大学が掲げる建学の精神および教育基本方針に則り「人道主義に基づいた人格教育、人間教育」に重点をおいた教育に取り組んでいる。

本校は「主人公は生徒」をスローガンとして生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に自ら積極的に取り組めるよう、また心身ともに成長できるよう教育活動を推進している。

このような学園全体の教育基本方針の中でいじめ防止対策基本方針を以下に定める。

(2) いじめの定義と禁止

a) いじめの定義

当該生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

b) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の受教育の権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、いじめをおこなってはならない。

(3) いじめ防止等のための組織

a) いじめ等に対する組織的な対応

組織を通じて、いじめを防止するための啓発活動やアンケート調査を実施し、いじめが認知された場合、ただちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、問題解決及び再発防止をはかる。

b) 分掌組織及び委員会組織

いじめ問題の防止及び対応組織として生徒指導部、健康推進室（保健室・教育総合相談室）、常任委員会（いじめ対策委員会）をおく。また、校長の要請により特別委員会としていじめ対策特別委員会〔外部よりスクールカウンセラー・臨床心理士等を含む〕を必要に応じて設置する。

(4) いじめ防止対策

道徳教育・高校現代文明論（学園統一設定科目）の活用

a) 道徳教育における重点目標（学園統一）

1. 人とのかかわり

自他の生命を尊重し、人間性を重んじ、思いやり・慈しみ・感謝の心を育てる。

他人を思いやる気持ち、自分を大切にすることの気持ち、心をこめて挨拶や言葉を交わせる気持ち、お互いを認め合う気持ちを育てる。

2. 集団や社会とのかかわり

自ら考える態度と正しい判断力を養い、社会の一員としてモラルと社会性を身に付け、積極的に社会に貢献する態度を養う。

仲間と協力して目標に向かって努力する気持ち、自分の行動に責任を持つ気持ち、自律心、自立心、奉仕の心を育てる。学園と母校を愛する心を育てる。

3. 自然や崇高なものとのかかわり

自然を愛し美しいものや崇高なものに感動する心、また人的環境・社会的環境に感謝する心を育む。

b) 道徳教育の目標達成のための指導方針

互いの考えを尊重し、伝え合い、人間としての生き方について、共に深く考え合う。道徳教育を充実・深化させ、日常生活における道徳的な実践力を育てる。

個々の生徒の心身の発達に応じた適切な指導を行う。保護者や地域に学校を公開し、意見を交流するなどして、地域と共に生徒を育てる。

c) 高校現代文明論における人権教育

人類が長い歴史の中で繰り返してきたさまざまな対立を克服し、人々が心をつなぎ、人と社会と自然が共に生きる新しい社会の実現をめざす。生徒一人ひとりが人生にとって大切なものは何か、どのように生きるべきかを考え正しいものの見方、考え方を養う。

健康推進室

a) 健康推進室の役割

生徒保護者が抱えているさまざまな不安の解消や問題解決に向けての支援。

特別支援コーディネーターを中心とした生徒個人ごとの問題の対応についての会議の開催、これらについての教員研修等の実施。

学校生活アンケートの活用〔不安・問題等を抱える生徒の早期発見と対応〕

b) カウンセリングルームの役割

多様な社会の中で、お互いの人格や個性を認め合う心や、人の心の痛みがわかる

思いやりのある「豊かな心」や正義や公正さを重んじる「社会性」が求められる。

いろいろな悩みを抱えた生徒に語り合える場を提供し、ともに考え、解決の糸口を見いだせるよう支援する。

いじめ対策委員会 ・生徒指導主任・健康推進室長・学年主任・人権同和担当者・養護教諭

- a) いじめに関する情報の収集
- b) いじめ防止の取り組み
- c) いじめ事件発生時の対応
 - 1. 正確な情報の共有
 - 2. いじめている生徒の指導
 - 3. すべての教職員に知らせ、情報を共有する
 - 4. いじめられている生徒の保護者、いじめている生徒の保護者への報告と協力の要請
 - 5. 事件解決後もアフターフォロー

いじめ対策特別委員会 ・教頭・生徒指導主任・健康推進室長・学年主任・養護教諭
スクールカウンセラー・臨床心理士等

- a) いじめに関する情報の確認
- b) いじめに関する情報の検証
- c) いじめの有無に関する判断
聞き取り等により確認された情報に基づいて判断する。

(5) 重大事態への対応

- a) 重大事態とは
 - 1. いじめにより当該生徒の生命・財産・心身に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 2. いじめにより該当生徒が相当の欠席を余儀なくされている疑いがある場合
- b) 対処・対応
 - 1. いじめられた生徒の安全の確保と学校長への報告
 - 2. 学校長の判断に従い、法人本部及び県の私学振興局私学振興課へ事態発生の報告、関係諸機関や専門家との相談・連携
 - 3. 迅速な調査の実施による事実関係の掌握
 - 4. 調査結果を県の私学振興局私学振興課等の関係機関へ報告

(6) いじめ根絶に向けて

生徒は、一人ひとりがかかけがない存在であり主人公である。その生徒が、いじめにより傷つき心を痛めることがあってはならない。教職員は、常に目配り、心配りを怠らず

将来を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材を育てることにより、調和のとれた文明社会を建設するという理想を掲げ教育活動を真摯に行う。